

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

（ 3 月 4 日 ）
（ 第 6 号 ）

第6号
3月4日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 6 号

○令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

議事日程（第 6 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火） 午前 10 時開議

第 1 議提議案第 1 号

〔提案説明〕

第 2 議案第 74 号から議案第 97 号まで

〔提案説明〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議提議案第 1 号

日程第 2 議案第 74 号から議案第 97 号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 43 名

1	番	龍 神	啓 介
2	番	辻 内	裕 也
3	番	松 浦	慶 子
4	番	荊 原	広 樹
5	番	伊 藤	雅 慶
6	番	世 古	明
7	番	吉 田	紋 華
8	番	石 垣	智 矢

9	番	山	崎	博
10	番	野	村	保夫
11	番	田	中	祐治
12	番	芳	野	正英
13	番	川	口	円
14	番	喜	田	健児
15	番	中	瀬	信之
17	番	中	瀬古	初美
18	番	廣		耕太郎
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
22	番	谷	川	孝栄
23	番	石	田	成生
24	番	村	林	聡人
25	番	小	林	正也
26	番	田	中	智典
27	番	藤	根	正子
28	番	小	島	智治
29	番	森	野	真野
30	番	杉	本	熊三
31	番	藤	田	宜豊
32	番	東		
33	番	長	田	隆尚
34	番	今	井	智広
35	番	服	部	富男
36	番	津	田	健児
38	番	青	木	謙順
39	番	中	森	博文

40	番	山 本	教 和
41	番	西 場	信 行
42	番	中 川	正 美
43	番	稲 垣	昭 義
44	番	日 沖	正 信
45	番	舟 橋	裕 幸
46	番	三 谷	哲 央
欠席議員 3名			
16	番	平 畑	武
21	番	野 口	正
37	番	中 嶋	年 規

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記（事務局次長）	西 塔	裕 行
書 記（議事課長）	中 村	晃 康
書 記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書 記（議事課班長）	藤 堂	恵 生
書 記（議事課主任）	藤 野	和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第1号並びに議案第74号から議案第97号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

- 議案第74号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第75号 令和6年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第78号 令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第80号 令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補

正予算（第3号）

議案第85号 令和6年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）

議案第87号 令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

議案第88号 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）

議案第89号 令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

議案第90号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第1号）

議案第91号 三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案

議案第92号 防災関係建設事業に対する市町等の負担について

議案第93号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

議案第94号 土木関係建設事業に対する市町の負担について

議案第95号 工事請負契約について（盲学校・聾学校建築工事）

議案第96号 工事請負契約について（盲学校・聾学校電気設備工事）

議案第97号 工事請負契約について（盲学校・聾学校機械設備工事）

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第1号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和7年2月25日

提出者	倉 本 崇 弘
	村 林 聡
	藤 根 正 典
	小 島 智 子
	服 部 富 男

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第九条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 （略）	第九条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 （略）

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。 議 長 月額 <u>百三万六千円</u> 副議長 月額 <u>九十一万四千円</u> 議 員 月額 <u>八十四万三千円</u> 第九条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百七十二・五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十二・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。 議 長 月額 <u>百二万円</u> 副議長 月額 <u>九十万円</u> 議 員 月額 <u>八十三万円</u> 第九条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百七十</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百七十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、令和六年十二月二十四日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。35番 服部富男議員。
〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、所要の改正を行うとともに、令和6年12月24日付の三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額を改定するものであります。

なお、施行期日は、公布の日とし、令和7年度以降分については令和7年4月1日からとしております。

以上をもちまして提案説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第74号から議案第97号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました予算17件、条例案1件、その他議案6件、合わせて24件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第74号から議案第89号までの補正予算は、県税等の増減や今年度の予算執行状況等を踏まえた、歳入歳出両面における補正要因に対応するために編成したもので、一般会計で25億9228万円を、特別会計で51億2463万4000円をそれぞれ増額する一方で、企業会計で7億8258万7000円を減額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、県税で113億9200万円、地方交付税で48億1919万7000円をそれぞれ増額する一方で、県債で19億7800万円、国庫支出金で52億3553万8000円、繰入金で114億9445万円をそれぞれ減額しています。

歳出の主なものとして、公共事業について、事業の執行見込み等を踏まえた災害復旧事業等の減少に伴い、45億2933万1000円を減額する一方で、県税収入の増収等に伴い、税収関連交付金について65億9718万9000円を、県債管理特別会計繰出金について69億7898万9000円をそれぞれ増額するとともに、公共施設等総合管理推進基金について、10億222万4000円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計のうち主なものについて、説明いたします。

特別会計では、県債管理特別会計について、県債管理基金の積立不足の解消と将来の償還に備えるため、71億5233万5000円を増額する一方で、国民健康保険事業特別会計について、市町に対して支払う保険給付費等交付金が減額したことにより、18億89万4000円を減額しています。

企業会計では、工業用水道事業会計で5億894万4000円、病院事業会計で

4億671万4000円をそれぞれ減額しています。

議案第90号の補正予算は、県議会議員の議員報酬の額の改定及び期末手当の支給割合の改正に伴い、1358万5000円を増額するもので、歳入については、財政調整基金繰入金でその全額を増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案1件、その他議案6件について説明いたします。

議案第91号は、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を基金の財源とするため、設置の規定等を整備するものです。

議案第92号から議案第94号までは、県の行う建設事業の経費に関し、関係市町等から徴収する負担金の額について定めようとするものです。

議案第95号から議案第97号までは、工事請負契約を締結しようとするものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。

明5日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明5日は休会とすることに決定いたしました。

3月6日は、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時7分散会